

⑤動植物の状況

八千代市では、特徴的な谷津・里山を中心に多種多様な生き物が生息・生育しています。特に、環境省の選定する「生物多様性保全上重要な里地里山」として、島田谷津とほたるの里が選定され、市民による保全活動が実施されています。

なお、島田谷津では、県内で唯一生育が確認されている希少水生植物のヤマトミクリが群生しています。また、周辺の樹林地では、豊かな里山の生態系のシンボルであるオオタカの生息も確認されており、ほたるの里では、良好な湿地環境が維持・再生され、ヘイケボタル、ニホンアカガエル、ジャコウアゲハなどが保全されています。（ヤマトミクリ、ニホンアカガエルの写真を56頁に掲載していますのでご参照ください。）

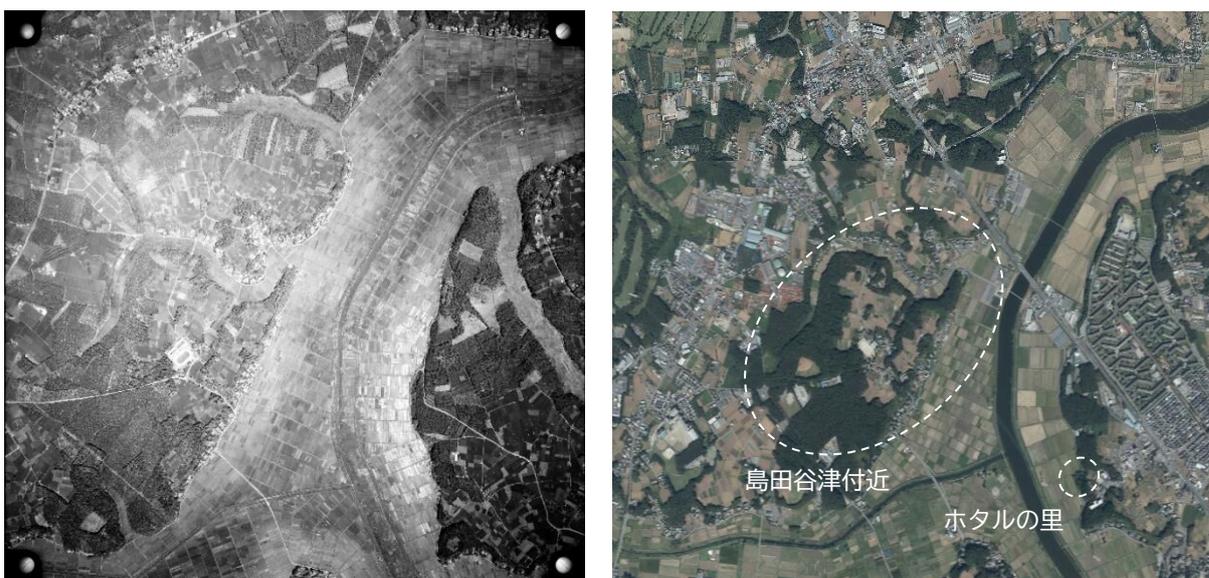


図 島田谷津，ホタルの里付近（左：昭和37年（1962年），右：令和元年（2019年））

ホタルの周辺の台地は、昭和37年（1962年）には樹林や農地であったが、令和元年（2019年）には宅地などが見られる。台地縁辺部の斜面には樹林が残っている。

出典：国土地理院 地図・空中写真閲覧サービス

⑥生態系のネットワーク

新川や桑納川を中心とした、水辺とその両側に広がる低地や台地からなる地域は、八千代市を代表する自然環境です。

台地にしみ込んだ雨水は湧水となって湧き出し、谷津が形成されています。また、人々の営みにより、こうした低地や台地には、水田や畑地、斜面樹林や屋敷林などがつくられ、特徴的な谷津・里山の環境が形づくられてきました。

昭和30年代と近年の空中写真を比較すると、近年では住宅地などとなった場所も多く見られますが、農地として谷津田が残っている場所も見られます。

また、台地の上は住宅地などとなった場所も見られますが、台地縁辺部の斜面には樹林が残り、新川や桑納川沿いには連続した緑地が形成されています。

このような環境は、多様な生物の生息・生育を可能にし、豊かな生態系のネットワークとなっています。

基本方針 4-2 健全な生態系を保全する

（1）希少な動植物の調査・把握（施策 47）

- ・希少な動植物の生息・生育が確認されている場所においては、市民団体と連携し、定期的な調査を実施するとともに、その状況の把握に努めます。



（上画像は、ニホンアカガエル（左），ヤマトミクリ（右）。これらは「千葉県レッドデータブック植物・菌類編 2023 改訂版」，「千葉県レッドリスト動物編 2019 年改訂版」で保護の必要度の高い最重要保護生物に選定されている生物の一例です。）

（2）外来生物への対応（施策 48）

- ・生態系へ被害を及ぼす，または及ぼすおそれのある外来生物については，規制や防除などの普及啓発に努めます。
（右画像は，右上より時計回りに，ナガエツルノゲイトウ，セアカコケグモ，カミツキガメ，アライグマ。これらは特定外来生物に指定されている生物の一例で，飼育・栽培・保管・運搬が原則禁止されています。）



基本方針 4-3 ビオトープ空間を創出する

（1）都市緑化の際の多様性配慮（施策 49）

- ・生き物の生息・生育に配慮した緑化ガイドラインの作成など，都市緑化において可能な方策について検討します。
- ・商業施設などの民間施設の緑化については，緑地・緑化協定により，生き物の生息・生育に配慮した植栽や，身近な生き物との共生とふれあいの空間づくりを推進します。

（2）ビオトープの管理（施策 50）

- ・動植物とふれあう自然空間を作るため，八千代市第 3 次環境保全計画（改訂版）などに基づき，ほたるの里などを含め，ビオトープの管理を継続します。

（3）ほたるの里の保全・活用（施策 51）

- ・ほたるの里は，市民団体などと協力し，多様な生き物が生息・生育する場として保全するとともに，環境学習の場として



活用を図ります。

基本方針4-4 エコロジカルネットワークを確保する

(1) 骨格的なエコロジカルネットワークの保全 (施策52)

- ・印旛放水路（新川・花見川）、神崎川、桑納川、石神川、勝田川、高野川、花輪川については、水や水辺の生き物とふれあえる貴重な親水空間として、印旛沼・印旛放水路かわまちづくり計画の推進などにより、持続的な保全を図ります。また、河川・谷津・樹林地・農地などの連続した環境については、エコロジカルネットワークとして機能するよう、その保全に努めます。

(2) まちなかエコロジカルネットワークの確保 (施策53)

- ・都市公園・市民の森・都市緑地・生産緑地地区などの市街地内の緑地については、小鳥や昆虫などの生き物の行動圏に配慮して街路樹・民有地の植栽・ビオトープなどをネットワーク化し、生物多様性の確保はもとより、身近に自然を感じられる潤いある空間づくりを推進するとともに、その多面的機能の活用を図ります。



②保全配慮地区で実施する取り組み

1) 八千代市第3次環境保全計画（改訂版）の推進

- ・八千代市第3次環境保全計画（改訂版）に基づき、谷津・里山の保全を進めます。

2) 緑地保全方策の検討

・谷津・里山を構成する重要な樹林や水田などについては、様々な手段による保全策に取り組みます。特に島田谷津・ほたるの里については、環境省による「生物多様性保全上重要な里地里山」選定地であり、特別緑地保全地区※¹や条例などによる保全地域の指定など、保全策に取り組むほか、八千代市第2次農業振興計画と連携し、耕作放棄地の増加抑制に努めます。

- ・熱田ヶ池公園は、周辺の樹林地を残して整備されており、今後も谷津・里山の自然環境の保全に配慮した適切な維持・保全を図ります。
- ・県立八千代広域公園は、自然環境の保全に配慮した整備となるよう、引き続き県に要請します。
- ・七百餘所神社は、特定植物群落に選定される自然性の高い樹林が残されており、保全に努めます。
- ・ふれあいプラザ、ガキ大将の森は、緑地保全に係る市民活動の拠点として、利用を推進します。

保全配慮地区名称	主な緑地など
①小池・北ノ谷津保全配慮地区	—
②熱田ヶ池保全配慮地区	・熱田ヶ池公園
③菖蒲谷津保全配慮地区	—
④桑納・島田谷津保全配慮地区	・（島田谷津）生物多様性保全上重要な里地里山選定地
⑤高本・石神谷津保全配慮地区	—
⑥米本保全配慮地区	・（ほたるの里）生物多様性保全上重要な里地里山選定地
⑦相女谷津・砂戸谷津保全配慮地区	・県立八千代広域公園 ・七百餘所神社 ・ガキ大将の森
⑧保品・間谷谷津保全配慮地区	—
⑨森下谷津保全配慮地区	・ふれあいプラザ
⑩勝田保全配慮地区	—



※1 特別緑地保全地区…都市緑地法に基づき、都市の良好な自然環境を形成する重要な緑地を保全するため、良好な自然的環境を形成している緑地について、それを保全することを目的に、都市計画で指定する地区。

5. 用語集

ア 行	
インクルーシブ遊具	障がいのある子どもや外国籍の子どもなど、多様なバックグラウンドを持つ子どもたちが楽しめる包括的(インクルーシブ)な遊び場づくりの一環として設置される遊具。具体的には、車椅子のまま上まで上げられる複合遊具や、肢体不自由な子を寝かせて遊べる振動遊具など、一人ひとりの特性に応じた多様な遊び方を支援する設計が特徴。
NPO	Non-Profit Organization の略称で、日本語では「民間非営利団体」「市民活動団体」「ボランティア団体」等をいう。「営利を目的としない」「民間」かつ「公益的」立場から、これまで行政や企業では提供できなかった新しい社会サービスを提供する事業体で、福祉、環境、国際協力、まちづくり等、様々な分野で社会的使命を持った活動を展開している。
オープンガーデン	イギリスで始まった民有地の緑化活動。登録制によるもので、個人の緑化された庭を公開し、訪れる人とともに庭園の鑑賞を楽しむ緑づくり活動のひとつ。
オープンスペース	公園や広場、運動場、水面など、建物に覆われていない土地や敷地内の空地の総称。
カ 行	
環境美化ボランティア制度(アダプト制度)	アダプト(adopt)とは「養子縁組する」という意味。希望する市民に、親代わり、つまり里親になっていただき、公共施設の清掃や花壇作りなどの美化活動ができる範囲で、ボランティアで行い、市がこれを支援する制度。
環境保全型農業	化学肥料や農薬を通常の栽培より削減するとともに、自然環境への負荷を軽減し、より安全安心な農産物を生産する農業。千葉県では、化学合成農薬と化学肥料を通常の半分以下に減らし、栽培計画に関して複数の基準を満たした農産物を「ちばエコ農産物」として認定している。
環境保全林	八千代市ふるさと緑を守る条例に基づき、市街化区域内や社そう林で500m ² 以上の良好な樹林について、所有者の協力を得て守ろうという制度で、自然環境の保全、美観風致の維持に寄与する。
グリーンインフラ	自然環境が持つ多様な機能(生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等)を活用した社会資本整備や土地利用。
グリーンネットワーク	市内に点在する緑の拠点を河川や街路樹、緑道等の線的な緑を有機的に結ぶこと。
公募設置管理制度(Park-PFI)	都市公園において飲食店、売店等の公園施設(公募対象公園施設)の設置または管理を行う民間事業者を、公募により選定する手続き制度。 事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者には都市公園法の特例措置が適用される。

公園施設長寿命化計画	都市公園における公園施設の老朽化に対する安全対策の強化及び補修・更新費用の平準化を図る観点から、適切な施設点検、維持保全等の予防保全的管理の下で、これまでに整備された施設等の長寿命化対策及び計画的な補修・更新を行うことを目的として作成する計画。
サ 行	
里山	原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域。農林業などに伴う様々な人間の働きかけを通じて環境が形成・維持されてきた。生き物の生息・生育環境として、また、食料や木材など自然資源の供給、良好な景観、文化の伝承の観点からも重要な地域である。
里山楽校	八千代市で開催する里山整備ボランティア人材育成講座。
三者協定	千葉県自然環境保全条例に基づき、一定面積以上の工場、事業所(1ha以上)、住宅用地(10ha以上)等を対象として、企業・県・市町村の三者によって締結される緑化協定のこと。
持続可能な都市づくり	意思決定過程において環境や資源に配慮し、生態系の保全など自然の環境容量の範囲内での利用を行い、現代の発展が将来世代にとって必要な環境や資源を損なわないまちづくり。
指定管理者制度	多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間のノウハウを活用しながら、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に創設された制度。
市民協働	市民、自治会・町内会、ボランティア団体、NPO、事業者、企業、市などの様々な主体が、公共の利益に資する同一の目的をもって取り組むまちづくり活動に対し、対等の立場で連携の上、協力して取り組むこと。
市民緑地制度	民間の持つ土地を、住民の利用のために設置・管理する緑地。土地所有者からの申出に基づき、地方公共団体またはみどり法人が当該土地の所有者契約を結ぶ市民緑地契約制度と、民間主体の作成する設置・管理に関する計画を市が認定する市民緑地認定制度がある。
社そう林	神社、寺院に付属する樹林。鎮守の森など。
水源かん養地	森林において、雨水は地下に徐々に浸透し、樹冠や土壌、地下水などに蓄えられ、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を防止するとともに、湧水等の水源となって川の水量を安定させる。この機能をもつ土地のこと。
ストックマネジメント	既存の建築物(ストック)を有効に活用し、長寿命化を図る体系的な手法。
生産緑地地区 特定生産緑地地区	市街化区域内において、公害の防止または災害の防止、農林業と調和した都市環境の保全などに役立つ農地などを計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図ることを目的に、都市計画で指定される農地。 生産緑地地区の指定後 30 年を経過した場合、所有者の意向に配慮しつつ、営農を継続すべきものについては、特定生産緑地の指定が進められる。

生物多様性	生き物たちの豊かな個性とつながりのこと。地球上の生き物は 40 億年もの長い歴史の中で、様々な環境に適応して進化し、3,000 万種ともいわれる多様な生き物が生まれた。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接的、間接的に支えあって生きている。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとされている。
タ行	
多自然川づくり	コンクリート擁壁等による工法ではなく可能な限り草や木、石や土を利用して自然の生態系に配慮した河川整備の手法。
地産地消	地域で生産された農産物や水産物を、その地域で消費すること。
特別緑地保全地区	都市緑地法に基づき、都市の良好な自然環境を形成する重要な緑地を保全するため、良好な自然的環境を形成している緑地について、それを保全することを目的に、都市計画で指定する緑地。
都市公園法	都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、公共の福祉の増進に資することを目的とする法律。
都市緑地	都市公園法に基づく都市公園の一種で、主として都市の自然的環境の保全等を目的とした緑地。
都市緑地法	都市における緑地保全と緑化推進により、良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活に寄与することを目的とする法律。
ナ行	
農業振興地域整備計画	農業振興地域の整備に関する法律に基づく計画であり、農業振興施策の推進を図るため、農用地区域の指定や振興方策について記載する。
農業振興地域内農用地区域	農業振興地域内の土地で、規模など一定の条件を満たし、将来にわたり農業上の利用を行うものとして、農業振興地域の整備に関する法律に基づき指定されている農地の一団。
ハ行	
PDCA サイクル	計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、継続的な改善を推進するマネジメント手法。
ヒートアイランド現象	都市の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象。
ビオトープ	野生生物の生息空間を意味する。多様な生物が生息できる空間を指す。
保全配慮地区	緑の基本計画で定める「緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」のこと。本計画では、谷津・里山の保全を進めるため必要な地区を指定し、その方針を示している。
保存樹木	八千代市ふるさとの緑を守る条例に基づき、環境保全林以外の樹木であって一定基準以上の健全で美観上優れている樹木を対象に永続的に保存しようとする制度。

マ 行	
緑のカーテン(グリーンカーテン)	ゴーヤやヘチマ、朝顔などのつる性の植物を育てて窓を覆うもの。夏の強い日差しを遮ることで、室内温度及び建物の表面温度が上昇するのを防いだり、葉の蒸散作用によって部屋を涼しくする効果がある。
みどり法人制度	都市緑地法に基づき、緑の担い手となる緑地保全・緑化推進法人(みどり法人)を市町村が指定する制度。
ヤ 行	
屋敷林	住宅の屋敷内につくられた樹林で、多様な目的や用途を持ち、いずれも人々の生活、経済と密接な関係をもつものである。屋敷の外縁に沿ってつくられるものは主に境界を区分するとともに防風、防火、防砂などの効果が期待できる。
谷津	丘陵地が侵食されて形成された谷状の地形のこと。斜面樹林と畑や田、湿地等で構成される。
ユニバーサルデザイン	障害の有無や年齢に関わらず、全ての人が安全で利用しやすいよう製品、施設、空間等をデザインすること。
予防保全型管理	更新時期の平準化と総事業費の削減を図るために、損傷や劣化が進行する前に適切な対策を行う管理手法。
ラ 行	
緑地協定	ある地域に住む住民の合意で緑化について協定を締結し、地域ぐるみで緑化しようとする制度。都市緑地法による協定。
緑化協定	開発行為における緑化推進や、工場、建築物の敷地の緑化推進のため、八千代市ふるさとの緑を守る条例及び八千代市緑化推進指導要綱に基づき、緑化に関して締結する協定。規模の大きな開発については、三者協定が締結される。
緑化重点地区	緑の基本計画で定める「緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」のこと。本計画では市のシンボルとなる地区に指定し、その地区に適合した緑化施策等を示す。
レッドリスト	絶滅のおそれがある動植物種のリスト。
ワ 行	
ワークショップ	様々な人々が参加し、各種の共同作業を通じて計画づくり等を進めていく手法。